

平成24年（2012年）第4回市議会定例会本会議（12月14日）

### 教育福祉常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、教育福祉常任委員会に付託されました議案第95号から第117号まで、第128号から第137号まで及び第149号の以上34件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、12月3日及び本日、会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第95号 軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例制定については、本市が都市型軽費老人ホームの設置区域外となる根拠についてであります。

議案第97号 特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例制定については、廊下幅の基準の内容、居室定員を4名以下としたことにより想定される入居者への影響についてであります。

議案第98号 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例制定については、廊下幅の基準と消防法における基準との関連性、具体的なサービス内容等の利用者への情報提供の方法についてであります。

議案第100号 指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例制定については、市外にある事業所からの指定申請に対する指定の基準についてであります。

議案第101号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例制定については、区域外事業所に係る指定基準の特例における区域外事業所の定義についてであります。

議案第105号 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例制定については、共同生活住居の定員の設定根拠についてであります。

議案第111号 保護施設等の設備等に関する基準を定める条例制定については、虐待防止に関する基準の他の自治体施設への適用の可能性についてであります。

議案第114号 指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例制定については、現状における障害児通所給付の過払いの状況及び過払い発生の要因についてであります。

議案第116号 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例制定については、保育所における保護者からの意見対応に関する基準の有無、保育所の職員に関する基準の設定に伴う保育所への影響、乳幼児10人以上を入所させる乳児院の職員数の設定根拠についてで

あります。

議案第130号 興行場条例中改正については、換気能力基準と建築基準法の規定との関連性についてであります。

議案第131号 旅館業条例中改正については、浴槽からあふれた水の定義についてであります。

議案第133号 理容所の営業に関する条例中改正については、動物の規制に関する基準の内容の是非についてであります。

議案第134号 美容所の営業に関する条例中改正については、洗髪設備設置基準を規定することに対する見解についてであります。

議案第136号 食品衛生条例中改正については、議案提出遅延の具体的な理由についてであります。

議案第137号 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例中改正については、今後において小規模水道設置が予想される背景、同条例に罰金規定があることに対する見解についてであります。

議案第149号 横須賀市救急医療センター・横須賀市医師会館新築工事請負契約の締結については、しゅん工期間を考慮した再入札実施の可能性、2番札の金額で契約することの妥当性、落札者による本市及び医師会の損失への賠償に対する見解、本市及び近隣都市に

における類似事例の有無、請負予定者との価格交渉の状況についてであります。

なお、議案第95号から議案第104号までに共通する質疑は、協力歯科医療機関の設定を必須要件とした経緯、現状における協力歯科医療機関による口腔ケアの実施状況についてであります。

また、地域主権一括推進法に伴う条例制定議案全体に対する質疑は、条例制定後5年の見直し期間での本市らしい基準設定に向けた取り組みの必要性についてであります。

次いで、討論はなく、採決の結果、議案第95号から第117号まで、第128号から第137号まで及び第149号の以上34件は、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。